

運動部活動における安全対策に関する通知について

令和8年1月

岩手県教育委員会事務局
保 健 体 育 課

令和3年4月に「運動部活動における安全対策について」を策定し、各校の実情に応じた安全対策マニュアルの策定を依頼しました。これらに関する、その後の通知内容については、以下のとおりです。

通知日	内容
【教保第 309 号】 令和7年8月18日	「運動部活動安全対策マニュアル」の確認結果について ・落雷事故防止等対策の内容、更新日の記載について 等
【教保第 191 号】 令和7年6月2日	「部活動安全対策マニュアル」の確認等について ・熱中症事故防止、落雷事故防止についての記載について 等
【教保第 368 号】 令和6年9月9日	自行の実情に応じて作成している部活動安全対策マニュアルの点検結果について ・点検結果に基づく内容の見直し観点について
【教保第 316 号】 令和6年7月29日	自校の実情に応じて作成している部活動安全対策マニュアルの点検について ・マニュアルの内容の点検、提出依頼について
【教保第 294 号】 令和6年7月17日	学校における運動部活動中の事故防止の徹底について ・県立学校の部活動中の事故を受けてのマニュアルの確認等について
【教保第 27 号】 令和3年4月13日	学校における運動部活動中の事故防止の徹底について ・マニュアルの作成依頼について

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

「運部活動安全対策マニュアル」の確認結果について（通知）

このことについて、令和 7 年 6 月 2 日付教保第 191 号において、熱中症及び落雷の事故防止等に関する確認の主な観点を示し、6 月中旬を目途に対応を依頼したところです。

各校の対応状況について、各校ホームページを通じて確認した結果、特に落雷事故防止に関する内容に不備が多く見受けられました。

については、各校において、下記の確認事項等を参考の上、「運部活動安全対策マニュアル」の内容を適切に更新するようお願いします。

併せて、引き続き安全管理体制の整備に努め、安全・安心な部活動運営をお願いします。

記

1 確認事項

- (1) 落雷事故防止対策内容の記載
- (2) 各部の危険予見に対する対策の再検討（各競技に応じた部の安全ルールについては、学校全体で共有を図ること）
- (3) 熱中症事故防止対策内容の記載
- (4) 学校全体で共通認識（教職員、生徒、保護者）
- (5) 活動場所や用具等の点検（不備がある場合はすみやかに対応）
- (6) マニュアルは必要に応じて更新

2 記載する具体的な内容について

- (1) 落雷事故防止対策に関する内容（**共通事項に記載**すること）
 - ・雷注意報発令時の対応
 - ・雷が鳴った場合の危険回避方法
- (2) 各部の危険予見に関する内容（各競技の特性を踏まえた内容にすること）
 - ・同じ活動場所で複数の部が活動する場合の安全ルールの具体（他の部に声掛けをし、注意を促すなど）
 - ・陸上競技の投擲練習を行う際の注意事項とその対策の具体
 - ・プールや水辺等で活動を行う際の注意事項とその対策の具体
 - ・公道で活動する際の注意事項とその対策の具体
- (3) 熱中症事故防止対策に対する内容の記載（**共通事項に記載**すること）
 - ・暑さ指数（WBGT）を基準とした運動・行動の指針の設定
 - ・暑さ指数（WBGT）の把握（共有方法等）
 - ・熱中症対策に向けた体制
- (4) その他
 - ・マニュアルを更新した際は、更新日を必ず記載すること。

3 その他

上記内容を確認したうえ、適切にマニュアルを更新し、9 月 19 日までに各校ホームページに掲載すること。

【担当】	学校体育担当 塚田
	TEL 019-629-6190
	学校安全担当 山生
	TEL 019-629-6187

教保第 191 号
令和 7 年 6 月 2 日

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

「部活動安全対策マニュアル」の確認等について（通知）

学校における運動部活動中の事故防止については、昨年、県立学校で発生した部活動中の事故を踏まえ、令和 6 年 7 月 29 日付教保第 316 号にて内容を点検し、令和 6 年 9 月 9 日付教保第 368 号にて点検結果を周知しました。各校において再確認を行い、それに基づき適切に対応いただいているところです。

この時期、多くの学校では県高校総体が終了し、新体制での部活動が始まります。また、本格的な暑さの到来や雷の発生が多くなることを踏まえ、学校全体で危機管理意識を高め、安全管理体制を改めて確認するようお願いします。

つきましては、貴校の「部活動安全対策マニュアル」について、以下の観点で再確認のうえ適切に更新し、その内容を生徒へ丁寧に説明・資料配布するとともに、保護者へはホームページ上での周知を行い、安全・安心な部活動運営をお願いします。

記

1 再確認の主な観点

(1) 熱中症事故防止について

令和 7 年 5 月 14 日付教学 388 号・教保第 147 号の通知を踏まえた内容になっているか。

(2) 落雷事故防止について

令和 7 年 4 月 14 日付教保第 46 号の通知を踏まえた内容になっているか。

(3) ヒヤリハット事例の更新について

(4) ホームページへの掲載について

掲載したページは見やすい場所になっているか。部活動の方針と共に格納のこと。

（例）昨年度、新着記事に掲載ののち、現在、閲覧できなくなっている、または、格納場所がわかりづらいケースがある。

2 その他

(1) 6 月中旬を目途に確認等について対応すること。

(2) 活動場所や用具等の点検を随時行い、不備がある場合はすみやかに対応すること。

【担当】

学校安全担当 山生

TEL 019-629-6187

学校体育担当 塚田

TEL 019-629-6190

教 学 第 388 号
教 保 第 147 号
令和 7 年 5 月 14 日

各県立学校長 様

学 校 教 育 室 長
保 健 体 育 課 総 括 課 長

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長等から通知がありました。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されており、児童生徒等の健康被害を防ぐため、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）に基づいて活動実施を判断すること、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

については、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応願います。

また、別添 2「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）に収録するチェックリスト」や、岩手県教育委員会「岩手県立学校熱中症対策ガイドライン（令和 6 年 5 月）」を効果的に御活用いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、「教育委員会危機管理マニュアル（令和 6 年 4 月改訂）」に熱中症の事項を追加しておりますので、各学校の危機管理マニュアルの見直し等に活用願います。

- 岩手県教育委員会 教育委員会危機管理マニュアル（令和 7 年 4 月改訂）
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006232.html>
- 岩手県教育委員会 岩手県立学校熱中症対策ガイドライン（令和 6 年 5 月）
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1049306/1074933.html>

【熱中症に関することについて】	保健体育課学校健康安全担当（019-629-6187）
【部活動等に関することについて】	保健体育課学校体育担当（019-629-6190）
【休業日等について】	学校教育室高校教育担当（019-629-6141）
	学校教育室特別支援教育担当（019-629-6142）

教 保 第 46 号
令和 7 年 4 月 14 日

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

落雷事故の防止について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課及びスポーツ庁地域スポーツ課から通知がありました。

については、事故の再発防止に繋げるため、同通知を踏まえ、今後の安全管理や安全指導に活用願います。

参考（リンク先）

- 学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について（令和 7 年 3 月 24 日付事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1418753_00007.html
- 事件・事故情報の共有・注意喚起について（屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故の発生について）（令和 6 年 4 月 5 日付事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00038.html
- 落雷事故の防止について（依頼）（平成30年 7 月 20 日付30初健食第15号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1375858.htm
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年 2 月初版 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年 3 月改訂 文部科学省）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai03.pdf>
- 気象庁「全国の警報・注意報」
<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>
- 気象庁「雷ナウキャスト」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>

【学校事故に関することについて】

保健体育課学校健康安全担当 019-629-6187

【部活動等に関することについて】

保健体育課学校体育担当 019-629-6190

各県立学校長様

保健体育課総括課長

自校の実情に応じて作成している部活動安全対策マニュアルの点検結果について
(通知)

令和6年7月29日付け教保第316号により実施した点検の結果について、下記のとおりお知らせします。

については、各学校において設置している運動部活動の種目や活動環境に応じたマニュアルとなるよう再確認し、適切に運用願います。

また、危機管理意識を高め安全管理体制を構築し、安全・安心な部活動を行うようお願いいたします。

記

1 提出状況等について

(1) マニュアルの提出

運動部を設置するすべての学校 75校（「部活動方針」提出2校を含む）

※ 各学校の提出マニュアルについては下記全県フォルダに格納しています。

[W:¥03_県教委提出【保存期限1年】¥F2_保健体育課_学校体育担当¥07_部活動安全対策マニュアルの状況調査¥各学校のマニュアル格納先](#)

(2) 質問項目への回答（周知方法等）

- | | | |
|-----------------|-------------------|-------|
| ・ 保護者への周知 | 学校ホームページに掲載 | 54.1% |
| ・ 生徒と共有 | 部顧問等による説明を加えた資料配付 | 43.2% |
| ・ 教職員との共有 | 職員会議等において説明を加えた配付 | 68.9% |
| ・ マニュアルの定期的な見直し | 年に1度以上 | 45.9% |

※ 各学校の回答内容については、下記全県フォルダに格納しています。

[W:¥03_県教委提出【保存期限1年】¥F2_保健体育課_学校体育担当¥07_部活動安全対策マニュアルの状況調査¥各学校の回答内容](#)

2 点検結果について

(1) 内容の見直し等が必要

【主な項目】

- ・ 安全対策に関する内容が未記載（事故発生時のフローチャートでは事故防止にならない）
- ・ 熱中症予防に関する内容が未記載
- ・ ヒヤリハット事例が未記載

(2) 対象者への確実な周知が必要

- ・ 実際に活動する生徒に対する丁寧な説明と資料配付
- ・ 学校ホームページを活用した保護者への周知

(3) 適切な運用のため絶えず確認することが必要（突発的に起こるヒヤリハット事例の共有）

3 点検結果に基づく対応について

各学校においては、以下のとおりマニュアルを再確認し、適切に対応願います。

(1) 別紙1「運動部活動における安全対策について(令和3年4月 保健体育課)」を参考として、事故防止のために以下の項目を内容に加えること。

また、全県フォルダに格納しているマニュアルを更新すること。(期限：10/4(金))

- ・ 学校に設置する各部活動の予想される危険（事例）とその事故防止対策（ポイント）等の記載
- ・ 複数の部活動で共用する体育館やグラウンドにおける安全対策に関するルールの記載
- ・ 熱中症予防に関する内容の記載
- ・ ヒヤリハット事例の記載及び更新

(2) 周知方法等について、適切に対応すること。

- ・ 各学校のホームページへの掲載による保護者等への周知
- ・ 生徒への丁寧な説明による共有

(3) ヒヤリハット事例の更新を含めて、年1度以上の定期的な確認を行うこと。

4 その他

運動部活動中の事故防止に向けて、別紙2「運動部活動中の事故防止のための留意事項（文部科学省資料抜粋）」を参照し、各学校の備えを改めて確認するなど対応願います。

【担当】

学校安全担当 小野
TEL 019-629-6187

学校体育担当 小野寺
TEL 019-629-6190

教保第316号

令和6年7月29日

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

自校の実情に応じて作成している部活動安全対策マニュアルの点検について（依頼）
部活動安全対策マニュアルについては、令和3年4月13日付け教保第27号「学校における運動部活動中の事故防止の徹底について」において、自校の実情に応じて作成するよう依頼しているところです。

今般、県立学校において発生した部活動中の事故を踏まえ、下記のとおり点検を実施しますので、期日までに回答及び当該マニュアルの提出をお願いします。

なお、点検結果については、後日共有するとともに、必要に応じて公表する場合があります。

記

1 点検方法

(1) 質問項目の回答

Microsoft Formsにより実施します。

下記URLにアクセスし、質問項目に回答願います。

<https://forms.office.com/r/7vhdEkYxc1>

(2) 部活動安全対策マニュアルの提出

各校の部活動安全対策マニュアルを、下記全県フォルダに格納願います。

[W:¥03_県教委提出【保存期限1年】¥F2_保健体育課_学校体育担当¥07_部活動安全対策マニュアルの状況調査¥各学校のマニュアル格納先](#)

※ ファイル名には学校番号と学校名を記載願います。学校番号はフォルダ内データを確
認願います。

2 期 限

令和6年8月7日（水）

【担当】

学校体育担当 小野寺

TEL 019-629-6190

教保第294号
令和6年7月17日

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

学校における運動部活動中の事故防止の徹底について（通知）

学校における運動部活動中の事故防止等については、各校において適切に対応していただいているところですが、昨日、県立学校陸上競技部（やり投げ）の活動中に、競技用やりが自らの頸部に刺さる事故が発生しました。

については、再発防止のために、各校で作成の「運動部活動対策マニュアル」の確認、各校体育施設及び競技用具の安全点検を速やかに行い、危機管理意識を高め安全管理体制を構築し、安全・安心な部活動を行うようお願いします。

なお、運動部活動にあたっては、同様の事故が発生しないよう、文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月）〈事故防止、安全確保に注意した指導〉」及び「岩手県における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針〈学校部活動中の事故防止等〉」を確認のうえ、事故防止の徹底を図る取組を推進願います。

【担当】

学校安全担当 小野
TEL 019-629-6187

学校体育担当 小野寺
TEL 019-629-6190

教 保 第 27 号
令和 3 年 4 月 13 日

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

学校における運動部活動中の事故防止の徹底について（通知）

学校における運動部活動中の事故防止等につきましては、各校において適切に対応していただいているところですが、昨年度、県立学校の陸上競技部の活動中に生徒が投げたハンマーが他の部活動中の生徒を直撃する事故が発生しました。

県教育委員会では、このような事故が二度と発生しないよう、今後の運動部活動における事故防止を図ることを目的として、別添のとおり「運動部活動における安全対策について」を策定しました。

については、各学校において、自校の実情に応じた安全対策マニュアルを作成のうえ、危機管理意識を高め安全管理体制を構築し、安全・安心な部活動を行うようお願いします。

なお、作成したマニュアル等（新規または改訂）につきましては、各校のホームページに掲載するなど、保護者等への周知を図るようお願いします。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。

文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）抜粋

【学校体育担当】学校体育・部活動に関すること
主任指導主事 中村 和平
TEL 019-629-6190
【学校健康安全担当】学校安全に関すること
指導主事 平澤 恒子
TEL 019-629-6188